

議案第138号

関市都市公園条例の一部改正について

関市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成24年12月3日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

都市公園法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市都市公園条例の一部を改正する条例

関市都市公園条例（昭和48年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条—第5条）」を「第1章 総則（第1条）
第1章の2 都市公園及び公

園施設の設置基準（第2条・第2条の2）」に、「有料公園」を「都市公園」に、

「第6条」を「第3条」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準

第2条を次のように改める。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第2条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次項から第4項までに定めるところによる。

2 都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、20平方メートル（市街地にあつては、5平方メートル）以上とする。

3 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

（1） 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

（2） 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

（3） 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

4 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

第2章の章名を削る。

第2条の次に次の1条及び章名を加える。

(公園施設の設置基準)

第2条の2 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建

築面積を超えることができるものとする。

- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

第2章 都市公園の管理

第17条中「第3条」を「第2条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。